

居宅介護支援事業所

重要事項説明書

居宅介護支援事業所 花野光ヶ丘

株式会社 野乃華

## 1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 花野光ヶ丘
所在地	鹿児島市皆与志町 622 番地 4
事業所指定番号	4670108697
サービスを提供する 通常の事業実施地域	鹿児島市内全域（桜島地区を除く）

## 2. 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

利用者（要介護状態の者）が、その心身の状況や置かれている環境に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (2) 運営の方針

- ① 事業者は、利用者が要介護状態になった場合、利用者が可能な限りその居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- ② 事業者は、利用者の心身の状態やその置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- ③ 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- ④ 事業者は、運営にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤ 上記の他、「指定居宅介護等の事業の人員及び運営」に関する基準（厚労省令第39号、平成11年3月31日付）第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

## 3. 職員の職種、人数、及び職務内容

	員 数	業 務 内 容	勤務体制
管 理 者	1 名	本事業所の主任介護支援専門員、その他の従業員の管理、指導命令等を行う。	常勤1名
介護支援専門員	1 名	要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、介護サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整等を行う。	常勤1名

#### 4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日 (但し、日・年末年始(12/31～1/2)は除く)
営業時間	8:30～17:30
連絡先	099-801-1506

※上記以外の連絡先：電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

電話：080-4084-2681

#### 5. ケアサービスの提供方法、内容等

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との連携	<p>課題分析を行った上で利用者に必要な援助を把握し、サービス担当者会議等を開催し、居宅サービス計画を作成します。また各サービス利用に関する事業所との連絡調整を行います。必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。</p> <p><b>【サービス事業者の選定】</b> 利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。また、当該事業所をケアプランに位置づけした理由を求める事が出来ます。</p> <p><b>【統計的に通常の頻度を大きく超える生活援助（生活中心型）について】</b> 介護支援専門員が統計的に通常の頻度を大きく超える生活援助（生活中心型）を位置付ける場合、市町村へケアプランを届け出ることとします。</p> <p><b>【医療機関との連携】</b></p> <p>①入院時における医療機関との連携の為、利用者が入院になった場合は、医療機関へ事業所名と担当介護支援専門員、連絡先をお伝え下さい。</p> <p>②介護支援専門員の訪問時やモニタリングや各利用事業所からの連絡等の方法で得た、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報について、主治の医師等の意見を求める事とされており、その意見を受けた主治の医師等にケアプランを交付します。</p> <p>③利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める事とされ</p>

	<p>ており、その意見を受けた主治の医師等にケアプランを交付します。</p> <p><b>【障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携】</b></p> <p>障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業所が特定相談支援事業所との連携に努めることとします。</p>
サービス実施状況及び課題の把握	定期的介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
相談の対応	介護保険や介護・福祉に関することはもちろん、お困りのことはご相談をお受けします。

## 6. 介護支援専門員の交代

### (1) 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。この場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

### (2) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 解約

(1) 利用者は事業所に対し申し出ることによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。

(2) 事業者は事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、利用者に対し 14 日前までに事業所から申し出ることにより、契約を解約することができます。この場合、他の居宅介護支援事業者に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

## 8. 契約の終了

次の場合には契約を終了いたします。

(1) 利用者が介護保健施設に入所した場合。

介護保健施設等入所に当たっては必要な支援を行います。

- (2) 利用者が要介護状態でなくなったと認定された場合。  
地域の保健福祉一般施策の情報提供等の支援を行います。
- (3) 利用者が死亡した場合。
- (4) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 利用者又は事業所が契約書第13条から14条に基づき本契約が解約または解除された場合

## 9. プライバシーの保護

- (1) 事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 10. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情等ありましたら、当初の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

- ① 当事業所が提供するサービスについて。
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて。

窓 口 責任者	居宅介護支援事業所 花野光ヶ丘 管理者：大野弘之	鹿児島市介護保険課	国民健康保険団体連合会
電話	099-801-1506	099-216-1280	099-206-1084
住 所	鹿児島市皆与志町 6 2 2 番地 4	鹿児島市山下町 11-1	鹿児島市鴨池新町 7-4

## 11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、またはまん延しないように、措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月に1回以上開催し、その結果を事業所職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施します。

## 1 2.虐待の防止

事業者は虐待の発生またはその再発を防止するための、措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果を事業所職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、虐待防止のための研修を定期的  
に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 1 3.身体拘束最小化について

事故、危険回避等以外に身体拘束を行わないことを原則とします。ただし、利用者  
またはその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束  
を行う場合は、家族の同意を得るなど必要な手続きを取るものとします。

## 1 4.ハラスメント防止

事業者は、事業所で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が  
築けるよう、事業所の職員、利用者及びその家族など、関連する事業所等の方  
を対象としてハラスメント防止に向け取り組みます。

- (1) 優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下  
記の行為は組織として許容しません
  - ①身体的な力を使って危害を及ぼすまたは及ぼされそうになった行為
  - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
  - ③業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強要する行為
  - ④意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) 職員からの相談に応じ、適切な対処をするための体制整備を行い、ハ  
ラスメント事案が発生した場合、法人へ報告すると共に、即座に対応し、同  
事案が発生しないための再発防止策を検討します。ハラスメントと判断され  
た場合、関係機関への連絡・相談、利用契約の解除等の措置を講じます。
- (3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての規  
定の周知、啓発を実施します。

## 1 5.事業継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供  
できる体制を構築します。感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する  
居宅介護支援の継続実施及び早期に業務再開するための業務継続計画を策定し、  
必要な研修や訓練を定期的  
に実施します。

(別紙 1)

<p style="text-align: center;">利用料等</p>	<p>国の定める基準額を適用します。</p> <p>※ 介護保険が適用される場合は、現行の制度では利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険から支払われます。)</p> <p>※ ただし介護保険料の滞納がある場合等の特段の事情がある場合は法定の料金を徴収し、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市役所福祉課窓口にて、差額の払い戻しを受けることができます。</p> <p><b>【基本料金について】</b> 居宅介護支援費</p>
	<p>(基本部分)</p>
	<p>・居宅介護支援 (I) 要介護 1・2 10,860 円/月 要介護 3・4・5 14,110 円/月</p>
	<p>・初回加算 3,000 円</p>
	<p>・入院時情報連携加算 I 2,500 円/月</p>
	<p>・入院時情報連携加算 II 2,000 円/月</p>
	<p>・退院退所時加算 カンファレンス参加なし連携 1 回 4,500 円 連携 2 回 6,000 円 カンファレンス参加あり連携 1 回 6,000 円 連携 2 回 7,500 円 連携 3 回 9,000 円</p>
	<p>・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円/回</p>
	<p>・ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円/月</p>
	<p>・通院時情報連携加算 500 円/月</p>
<p style="text-align: center;">交通費等</p>	<p>原則、交通費等は発生いたしません。</p> <p>ただし、利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は交通費の実費をいただく場合があります。</p>

# 個人情報の利用目的

居宅介護支援事業所 花野光ヶ丘

## 1. 事業所内での利用例

- 利用者に介護サービスを提供する場合
- 利用者等の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合や、入院・退院・入所・退所及びサービスの利用開始・停止などの管理、医療や他事業所との連携・連絡を行う場合
- 利用者への介護サービスの向上
- 介護の質の向上を目的とした事例検討会議等（教育・育成・研究）
- 会計・経理事務、その他ご利用者に係る管理運営業務
- 保険者や都道府県への介護事故などの報告
- 介護実習への協力等

## 2. 事業所外への情報提供としての利用例

- 他の医療機関・居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・公的機関等との連携・照会及び照会への回答
- ご家族等への心身等の状況説明
- 審査支払機関へのレセプト（介護報酬請求明細書）の提出
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- その他、ご利用者への介護保険事務や公的申請に関する利用

## 3. その他の利用例

- 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 外部監査機関への情報提供等

私は、本書面により、居宅支援事業者から「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的」の文書の交付・説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

(自署の場合は押印不要)

令和 年 月 日

利用者 住 所 鹿児島市

氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

家族等 住 所 鹿児島市

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、「重要事項説明書」及び「個人情報の利用目的」の文書を交付し説明しました。

令和 年 月 日

所在地 鹿児島市皆与志町 622 番地 4

TEL 099-801-1506

株式会社 野乃華

名 称 居宅介護支援事業所 花野光ヶ丘

説明者 介護支援専門員 \_\_\_\_\_